公共事業の事業評価書

(国営土地改良事業等の完了後の評価)

令和元年8月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

農林水産省政策評価基本計画(平成27年3月31日農林水産大臣決定)に基づき、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、事業完了後おおむね5年を経過した総事業費10億円以上の地区を対象として評価を実施した。

事 業 名	評価実施地区数
国営かんがい排水事業	6
国営農地再編整備事業	1
国営総合農地防災事業	1
特定中山間保全整備事業	1
農用地総合整備事業	1
合 計	10

なお、具体の地区名は以下のとおりである。

【国営かんがい排水事業】

上音更(北海道)、雄武中央(北海道)、大崎西部・江合川・大崎(宮城県)、 隈戸川(福島県)、神流川沿岸(群馬県、埼玉県)、宮川用水第二期(三重県)

【国営農地再編整備事業】

由仁(北海道)

【国営総合農地防災事業】

富士見 (北海道)

【特定中山間保全整備事業】

南富良野 (北海道)

【農用地総合整備事業】

美濃東部 (岐阜県)

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間

(1)政策評価を担当した部局

- ① 国営かんがい排水事業、国営農地再編整備事業、国営総合農地防災事業については、 地方農政局等(北海道にあっては国土交通省北海道開発局)において実施した。
- ② 特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業については、農村振興局及び(国研) 森林研究・整備機構において実施した。

また、各事業地区の担当部局は別表1のとおりである。

(2) 政策評価実施期間

平成30年4月から令和元年8月まで(調査期間を含む。)

3 政策評価の観点

国営土地改良事業等の完了後の評価については、事業の効率性や事業実施過程の透明性の確保を図る観点から、事業完了後一定期間経過後に、事業の実施過程等を踏まえた評価を行い、事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を行うこととしている。

具体的には、各事業地区について、以下に掲げる項目についての点検を行い、これらに基づき、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行った。

- ① 社会経済情勢の変化
- ② 事業により整備された施設の管理状況
- ③ 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ④ 事業効果の発現状況
- ⑤ 事業実施による環境の変化
- ⑥ 今後の課題等

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、地方農政局等において、上記の点検項目に則し農林水産統計資料等の 収集・分析、受益農家・地域住民へのアンケート・聞き取り調査、現地調査等により基礎資料 を作成し、把握を行った。

また、費用対効果分析は、総費用総便益比方式により行った。

なお、各事業地区の評価結果については、「地区別評価結果」のとおりである。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

評価に当たっては、地方農政局等において、学識経験者等で構成する事後評価技術検討会(以下「技術検討会」という。)を設置し、委員による現地調査を行った上で審議を行い、技術的

・専門的見地から意見を聴取し、その意見を踏まえて評価の客観性及び透明性の確保を図った。 技術検討会委員名簿は別表2のとおりである。

また、各事業地区の技術検討会の意見は、「地区別評価結果」に記載している。

6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

本評価を行う過程において使用した資料は、基礎資料、技術検討会説明資料及び関係団体への意見聴取結果であり、資料に基づき評価した内容を「地区別評価結果」に集約している。

「地区別評価結果」は、農林水産省のホームページにおいて公表している。

また、技術検討会で使用した資料及び議事概要は、各地方農政局等のホームページにおいて 公表している(ホームページアドレスは別表3のとおり)。

7 政策評価の結果

本評価の対象とした全ての事業地区(10地区)において、事業の目的に応じた効果の発現が認められたが、一部の地区においては、関連事業の計画的な実施による更なる事業効果の発現が必要との課題も確認されている。

なお、各事業地区の「評価結果の概要」は別表 4 、「今後の改善方針」は別表 5 のとおりである。

政策評価担当部局一覧表

	事 業 名	地区名	都道府県名	担当部局
1 国営かんがい排水事業		上音更	北海道	北海道開発局
		雄武中央	1. 海坦	16. 神色闭无问
		大崎西部・江合川・ 大崎	宮城県	東北農政局
		隈戸川	福島県	果北辰以向
		神流川沿岸	群馬県 埼玉県	関東農政局
		宮川用水第二期	三重県	東海農政局
2	国営農地再編整備事業	由仁	北海道	北海道開発局
3	国営総合農地防災事業	富士見	北海道	北海道開発局
4	特定中山間保全整備事業	南富良野	北海道	(国研)森林研究・整備機構
5	農用地総合整備事業	美濃東部	岐阜県	(国研)森林研究・整備機構

⁽注) 本評価の総括を担当する部局は農村振興局整備部土地改良企画課である。

技術検討会委員名簿

局名等	氏 名	専門分野	所 属	備考
北海道	岡村俊 邦	環境	特定非営利活動法人近自然森づくり協会理事長	
開発局	紺ఄ野ఄ裕ఄҧఄ	社会資本	北海道開発技術センター調査研究部首席研究員	
	養 ^{**} 澤 徹 明	農業土木	北海道大学名誉教授	委員長
	中原准一	農業経済	酪農学園大学名誉教授	
	波多野隆介	農学	北海道大学大学院農学研究院教授	
	森 久美子	作家	作家・エッセイスト	
東北	りずみ まったし 泉 完	農村環境	弘前大学農学生命科学部教授	委員長
農政局	伊藤惠子	農業生産	株式会社はなやか代表取締役	
	郷古雅春	農業土木	宮城大学食産業学部教授	
	高橋英子	地域づくり	地域デザイン事務所 est 代表	
	冬 木 勝 仁	農業経済	東北大学大学院農学研究科教授	
関 東	五 野 榮 一	マスコミ	十文字学園女子大学人間生活学部教授	
農政局	小倉久子	環境	印旛沼流域圏交流会世話人	
	梶島 邦江	地域づくり	NPO 法人埼玉農業おうえんしたい代表理事	
	北 苗 紀久雄	農業経済	東京農業大学国際食料情報学部教授	
	节 村 好 男	農業土木	東京農業大学名誉教授	委員長
東 海	飯尾歩	マスコミ	(株)中日新聞社論説委員	
農政局	せん げ まさ てる 千 家 正 照	農業土木	岐阜大学大学院連合農学研究科長	委員長
	とく だ ひろ み 徳 田 博 美	農業経済	名古屋大学大学院生物農学研究科教授	
	## だ みち こ 増 田 理 子 みず たに か ぉり	農村環境	名古屋工業大学工学部教授	
	水谷香織	地域振興	パブリック・ハーツ(株)代表取締役	
(国研)	浅。野耕。太	環境経済	京都大学大学院人間・環境学研究科教授	委員長
森林研究・	飯、田俊、彰	農業土木	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授	
整備機構	岩水がかずえ	地域振興	ふらの農業協同組合理事	
	後藤藤一	地域振興	株式会社菜っちゃん代表取締役	
	橋本禅	農村計画	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授	# ራ ፤ ታ መ ሪ \

(五十音順、敬称略)

お問合せ先及びホームページアドレス

【農林水産省 お問合せ先】

全 体:

農村振興局 整備部 土地改良企画課 事業効果班 小林、本間 TEL 代表 03-3502-8111 (内線 5474) 直通 03-6744-2191

特定中山間保全整備事業・農用地総合整備事業:

農村振興局 整備部 農地資源課 地域整備班 村上、山崎 TEL 代表 03-3502-8111 (内線 5611) 直通 03-6744-2207

ホームページアドレス http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/index.html

【地方農政局等 お問合せ先】

地 区 名 農政局等名		お 問 合 せ 先		
	辰以问守石 	担当窓口	担当者名	
上音更 雄武中央 由仁 富士見	北海道開発局	農業水産部 農業計画課 代表 011-709-2311 直通 011-700-6791 https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ns/nou_see kei/splaat000001d75t.html	高 久(内線 5513) 藤 井(内線 2068)	
大崎西部・江 合川・大崎 隈戸川	東北農政局	農村振興部 土地改良管理課 代表 022-263-1111 直通 022-221-6252 http://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/zigo hyouka/zigohyoukatop/zigohyouka.html	小 玉(内線 4126) 内 海(内線 4126)	
神流川沿岸	関東農政局	農村振興部 土地改良管理課 代表 048-600-0600 直通 048-740-0505 http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/sekke i/hyouka/H31/jigohyouka_kokuei.html	對 馬(内線 3421)	
宮川用水第二期	東海農政局	農村振興部 土地改良管理課 代表 052-223-4621 直通 052-223-4621 http://www.maff.go.jp/tokai/noson/hyoka/ jigo/index.html	中 谷(内線 2533)	
南富良野 美濃東部	国立研究開発法人 森林研究・整備 機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 農用地業務室 代表 044-543-2500 直通 044-543-2518 https://www.green.go.jp/koukai/chusankan _nogyochi/index.html	佐 藤 廣 海	

令和元年度 国営土地改良事業等事業評価(完了後の評価) 評価結果概要一覧

事業名及び地区名	評価結果概要
国営かんがい排水事業上音更	本事業の実施により排水施設が整備されたことで、農地の湛水被害が解消され、農作物の生産性の向上が図られている。また、大雨時のポンプ排水等の応急作業や見回り等が解消され、安心して営農ができる条件が確保されている。加えて、大型農作業機械の導入や共同利用、コントラクター事業の活用に寄与しており、労働の軽減につながっている。 安定した農作物の生産が可能となったことが、後継者の確保に加えて、地域の農産物加工処理施設における雇用機会の確保に貢献している。また、省力化した労働力を活かした生乳を加工・販売する6次産業化の取り組みにも貢献しており、農業経営の安定や地域農業の振興に寄与している。
国営かんがい排水事業雄武中央	本事業及び関連事業の実施により、農業用用水施設が整備され、家畜排せつ物の適正な処理と草地還元が可能となったことによって、粗飼料の生産性の向上と営農作業の効率化及び生産資材費の節減が図られ、農業経営の規模拡大や農業所得の向上に寄与している。 また、地域では、営農支援組織が整備され、規模拡大が進む農業経営の安定を支えている。加えて、余剰労働力を活かした6次産業化の推進や新たな労働力確保に向けた取り組みにもつながっている。
国営かんがい排水事業大崎西部・江合川・大崎	農業用水の安定供給や、水田の汎用化が図られたことにより、水稲、大豆等の単収が増加しているとともに、事業実施前に作付がなかった野菜や花きが作付されるなど、作物の作付自由度が向上している。また、ほ場条件が改善されたことにより、大型機械の導入等による農作業の効率化が図られており、農作業時間の短縮による労働生産性の向上が進んでいる。農業用水の安定供給やほ場条件の改善等による農業生産性の向上は、水田農業の持続による本地域独特の農村景観の保全に寄与している。なお、この農村景観の保全等が認められ、平成29年12月に「大崎耕土」として世界農業遺産に登録された。さらに、本地区内で生産された農産物や加工品を販売する農産物直売所、地元の農産物を食材とした料理を提供する農家レストランも営業しており、6次産業化に向けた取り組みが進められている。

事業名及び地区名	評価結果概要
国営かんがい排水事業	本事業等の実施により、主食用米の安定生産だけでなく、水
隈戸川	田畑利用による経営の安定化、きゅうりやトマトなど高収益作
	物の作付面積の増加、飼料用米の導入等、農業生産が維持され
	ている。また、農業用水の安定供給機能が回復し、水稲単収の
	増加、経営規模の拡大など農業生産性が向上している。
	本事業で整備された基幹水利施設の維持管理費の節減及び維
	持管理労力が軽減されている。
	ほ場整備が行われた地区では、水稲の水管理の軽減や大型機
	械の導入による農作業に係る労働時間の短縮が図られ、営農が
	合理化されている。
	本事業で整備された基幹水利施設は、農業用水への理解を深
	めるための施設見学会等の活動や農村環境を保全するための地
	域共同活動に活用されている。特に羽鳥ダムは、交流人口の増
	加や雇用機会の創出に貢献しているほか、本地域内の資源は、
	都市農村交流の推進に活用されている。
国営かんがい排水事業	本事業により神流川頭首工、幹線用水路及び畑地かんがい施
神流川沿岸	設を新設・改修することにより、施設機能の改善が図られ、地
	区内の営農実態に即した適切な用水配分が図られている。
	関係市町では、都市化の進展や農業構造の変化に伴い、事業
	実施前に比べて耕地面積や農家戸数、農業産出額等は減少して
	いるものの、本地区においては、本事業及び関連事業の実施に
	より農業用水の安定的な供給がなされ、水稲を中心に小麦、露
	地野菜、施設野菜のほか、花卉等が栽培され、農業生産が維持
	されるとともに、産地収益力の強化や担い手の体質強化によ
	り、農業経営の安定化に寄与している。
	本地区内においては、多種多様な農産物が栽培されており、
	これらの農産物に加え、農産物加工品が直売所で販売されるな
	ど地産地消の推進が図られている。特にJA直営の直売所は、
	県内外からの多くの利用者で賑わいをみせている。

事業名及び地区名	評価結果概要
国営かんがい排水事業	本事業及び関連事業の実施により、調整池の貯水容量の増加
宮川用水第二期	及び幹線用水路から末端用水路までのパイプライン化が図ら
	れ、下流域における水不足が解消されるとともに、用水の効率
	的な利用が可能となった。農業用水の安定的な確保により、本
	地区における渇水対策の実施が減少しており、担い手農家が安
	心して営農を行うことができる環境が整っている。
	また、水管理システムの更新による管理の効率化、水路のパ
	イプライン化による水路へのゴミの混入低減等が図られたこと
	から、維持管理費が節減されている。
	本事業により整備された施設を管理している宮川用水土地改
	良区は、アドプト協定を積極的に導入するなど、農福連携の考
	え方による障害者や農業者を含む住民間の地縁的なつながりの
	育成、地域参画の促進等に貢献している。
国営農地再編整備事業	本事業及び関連事業の実施により、ほ場が高い整備水準で均
由仁	質化されるとともに、換地による農地集積等が行われたことか
	ら、農作業の効率化が図られている。加えて、大型機械の導入
	や共同利用が進み、経営規模の拡大につながっている。ほ場条
	件の改善や水管理作業の省力化、かんがい用水の安定供給が図
	られたため、適時適切な用水管理が可能となったことや湿害が
	解消されたことから、良食味米「ゆめぴりか」や高収益作物等
	の作付が増加している。また、農道の整備により、農業機械の
	通作等の利便性が向上している。
	農作業の効率化が図られたことによって、後継者の確保に資
	するとともに、余剰労働力を活用した、クリーン農業の取り組
	みや都市近郊の立地条件を活かした農産物直売所等での農作物
	や加工品等の販売に結びついている。
	事業の実施にあたって、地域住民が参加したワークショップ
	が開催され、地域振興を考えるきっかけとなり、現在では、地 =
	域住民も加わった様々な活動につながっている。

事業名及び地区名	評価結果概要
事業名及び地区名 国営総合農地防災事業 富士見	本事業の実施により、降雨時の湛水被害や過湿被害が解消され、粗飼料の生産性の向上が図られている。また、降雨後の作業が早期に行える等、営農作業の効率化が図られている。ほ場管理にかかる労働時間の軽減により家畜飼養管理の時間が確保されたことが生産資材費の節減につながり、経営規模の拡大を支え、農業経営の安定に寄与している。 本事業の実施による農業生産基盤の改善が、後継者を確保するきっかけとなったほか、大型作業機械の導入や大規模法人の設立、コントラクター事業の活用促進、育成牛預託施設の整備等につながり、さらなる労働の軽減に寄与している。
特定中山間保全整備事業南富良野	本事業により農用地、農業用用水施設及び鳥獣害防止柵が一体的に整備されたことで、農業生産性の向上が図られるとともに、経営規模の拡大や農業後継者の育成・確保が図られており、全国有数の産地であるにんじん・ばれいしょを中心とした大規模畑作営農の持続的発展に寄与している。また、加工用ばれいしょの作付面積の拡大や生産性の向上が図られたことで、ポテトチップス等の原料生産基地としての機能が強化され、地域雇用の創出など地域経済の活性化に寄与している。
農用地総合整備事業美濃東部	本事業の実施により、区画の整形・拡大や排水不良等のほ場条件が改善されたことで、農作業の効率化や黒大豆、トマト等の収益性の高い作物の作付により農業生産性の向上が図られている。 農業用道路は、農産物の集出荷に利用され、輸送時間が短縮するとともに、農事組合法人等による広域的な農地利用等の改善が図られた。また、森林施業地までの作業員の移動や木材運搬等に利用されるとともに、地域住民の通勤、通学や買い物などに利用され、地域住民の利便性の向上に貢献しているほか、災害等の非常時には別ルートとして活用されるなど地域住民の安心感の醸成にも寄与している。 農村景観に配慮して整備した橋立団地の「坂折棚田」では、棚田オーナー制度による農業体験、農業用道路の沿線では茶摘み体験等が行われており、農村地域と都市住民との交流に寄与している。

今後の改善方針

事 項 今後の改善方針 1 事業効果の更なる発現に向けた関連事業 事業効果の更なる発現に向けて、地元懇談 会の実施等による受益農家の意識向上など、 の推進 引き続き関係機関が連携して地元の合意形成 を図り、計画的な関連事業の実施を進めてい 【対象事業】 国営かんがい排水事業 く必要がある。 2 担い手の体質強化や産地収益力の向上に 整備された農業生産基盤を最大限活用する 向けた取組の推進 ため、コントラクター事業の拡大のほか、GPS システムを活用した自動走行農機の導入、ド 【対象事業】 ローンを活用した栽培管理などスマート農業 国営かんがい排水事業 の実装を進めていく必要がある。 国営農地再編整備事業 事業を通じて、野菜等の導入が確認されて 農用地総合整備事業 いるものの、収益力の向上に向けては、高収 益作物の更なる生産拡大を図る必要がある。 農家の減少・高齢化等が進んでいることか ら、将来にわたって地域農業を維持・向上され ていくために、新規就農者や担い手の育成・確 保、農地集積を引き続き進めていく必要があ 3 整備された施設の機能維持のための取組 事業効果を継続的に発揮させるため、整備 の推進 された施設の定期的な機能診断、ライフサイ クルコストの低減を見据えた適時・適切な補 【対象事業】 修・補強を行うとともに、計画的な更新整備 国営かんがい排水事業 を実施することが必要である。 国営総合農地防災事業 特定中山間保全整備事業 4 活力ある農村の維持・発展に向けた取組 農家所得の確保・拡大のため、地域内消費 の推進 の拡大や周辺企業等との連携による契約栽培 の拡充、輸出機会の確保も視野に入れた地域 特産品のブランド化の推進などを関係団体が 【対象事業】 国営かんがい排水事業 連携して取り組むことが重要である。 農用地総合整備事業 事業により整備した農業用道路等を活用し て地域の観光と連携した滞在型農業体験の推 進による交流人口の増加を図るなど、地域の 活性化を推進する必要がある。